

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第四号ハ及び第十四項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

文部科学大臣 松本 洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(月間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四 〔略〕 〔2 略〕 3 高額療養費の支給を受けようとする場合において、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額にあつては、二万千円(令第二十三条の三の三の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限り。)が二以上あるときは、それぞれの療養ごとの高額療養費請求書とこれらの療養に係る金額の合算額により算定した高額療養費請求書を併せて、組合に提出しなければならない。 (令第二十三条の三の三の年間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日組合員(令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。)(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(申請者が令第二十三条の三の四第十項第二号に該当するときは、当該申請書及びその該当することを証明する書類)を組合に提出しなければならない。 〔一〕五 略〕 〔2 略〕 3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報(番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。)を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 一 当該申請者に適用される令第二十三条の三の三第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額 〔一 略〕 〔4・5 略〕 (令第二十三条の三の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等) 第百十条の四の五 〔略〕 (令第二十三条の三の三の二の年間の高額療養費の支給の申請等) 第百十条の四の五の二 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日組合員(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(申請者が、令第二十三条の三の四第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに掲げる者に該当するときは、当該申請書及びその該当することを証明する書類)を組	(月間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四 〔同上〕 〔2 同上〕 3 高額療養費の支給を受けようとする場合において、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額にあつては、二万千円(令第二十三条の三の四第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限り。)が二以上あるときは、それぞれの療養ごとの高額療養費請求書とこれらの療養に係る金額の合算額により算定した高額療養費請求書を併せて、組合に提出しなければならない。 (年間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日組合員(令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。)(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。 〔一〕五 同上〕 〔2 同上〕 〔同上〕 3 一 当該申請者に適用される令第二十三条の三の三第一項に規定する基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額 〔一 同上〕 〔4・5 同上〕 (年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等) 第百十条の四の五 〔同上〕 〔新設〕

合に提出しなければならない。

一 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

2 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を前項の申請者とみなして、同項の規定を適用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第一百十条の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

〔一〕五 略

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

〔3 略〕

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

〔一〕三 略

四 令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号若しくは第三号に掲

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第一百十条の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

〔一〕五 同上

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

〔3 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつた

げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。 「五・六 略」 「5ゝ7 略」	とき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。 「五・六 同上」 「5ゝ7 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十四条第三項の規定による申請）

第二条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号。以下「改正政令」という。）附則第三十四条第三項の規定による申請は、この命令による改正後の第百十条の五の二第一項の申請書に、改正政令第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済法施行令」という。）第二十三条の三の三第一項ただし書に規定する基準日（新地共済法施行令第二十三条の三の五第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（新地共済法施行令第二十三条の三の四第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。